檜原村事業継続応援事業交付金
（燃料高騰等対策）

檜原村では、原油価格の高騰や電気料金の値上げ等により影響を受ける、村内の事業所又は店舗等を有する企業者及び個人事業主に対し事業継続を支援するため、檜原村事業継続応援事業交付金（燃料高騰等対策）を交付いたします。

【対象要件】次の全ての要件を満たす方

（１）村内に営業実態のある事業所・店舗等を有していること

（２）令和５年８月１日以前に創業しており、かつ、申請日時点において事業を継続する意思があること

（３）令和５年８月１日～令和５年12月31日までに事業用として燃料（ガソリン・灯油・軽油・重油及びＬＰガス）を購入及び事業用として電気料金を支払っていること

（４）事業用に燃料を購入または電気を使用したことがわかる領収書等の写しやその他村が必要とする書類等が提出できること

（５）申請時において既に納期の到来した村税及びその他村に納付すべき使用料等を完納していること

【応援事業費】

対象期間における事業用に使用した燃料購入額及び電気料金の１／２（千円未満切り捨て）を交付する

・個人事業主：上限１００，０００円
（村内に複数の事業所がある場合、上限１５０，０００円）

・法　　　人：上限２００，０００円
（村内に複数の事業所がある場合、上限３００，０００円）

【申請方法等】

申請期限：令和６年２月29日（木）

提出書類：交付申請書兼請求書、燃料費等が確認できる書類、直近の確定申告書類の写し、継続的な事業活動が確認できる書類、申請者名義の通帳の写し、本人確認書類、その他

※詳細につきましては檜原村産業環境課観光商工係へお問い合わせください。

<問い合わせ先>

檜原村産業環境課観光商工係
電話：０４２－５９８－１０１１　内線１２８
Mail：kankou@vill.hinohara.tokyo.jp